調査等名）磐越自動車道　西会津～安田間 境界測量・物件調査

特記仕様書

令和８年 11 月

東日本高速道路株式会社

新潟支社 新潟工事事務所

第１章　総則

１－１　履行内容

１－１－１　調査等名　　磐越自動車道　西会津～安田間　境界測量・物件調査

１－１－２　路線名　　高速自動車国道　東北横断自動車道　いわき新潟線

１－１－３　履行箇所　　自）新潟県東蒲原郡阿賀町東山地内（１５５．７ＫＰ）
至）新潟県東蒲原郡阿賀町長谷地内（１８０．４ＫＰ）

１－１－４　主な履行内容

内訳書の項目	数量	備　　考
用地測量業務		
基準点測量		
補助基準点測量（４級）	１１９点	
用地幅杭設置測量		
用地幅杭設置測量	0.67㎞	
用地測量		
現地踏査		
作業計画	１業務	
現地踏査	１業務	
境界測量		
境界確認	13.6 万㎡	
補助多角測量	13.6 万㎡	
境界測量及び幅杭測量	13.6 万㎡	
交点杭設置	0.6 万㎡	
境界点間測量	13.6 万㎡	
用地実測図作成		
面積計算	13.6 万㎡	
用地実測図原図の作成	13.6 万㎡	
土地確認調書等作成	13.6 万㎡	
打合せ	１業務	
用地調査等業務		
共通		
作業計画書の作成	１業務	
建物等の調査		
現地踏査	１業務	
立竹木の調査及び算定（用材林）	8.5 千㎡	

１－２　適用する諸基準

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記諸基準を適用するものとする。

(1) 調査等共通仕様書（契約書第１条に規定。以下「共通仕様書」という。）［令和８年７月　東日本高速道路株式会社］

(2) 用地調査等業務標準仕様書（以下「標準仕様書（用地）」という。）〔令和６年１０月　東日本高速道路株式会社〕

(3) 用地測量標準仕様書（以下「標準仕様書（測量）」という。）［令和６年１０月

東日本高速道路株式会社]

(4) 用地関係調査業務の発注に係る秘密保持に関する標準特記仕様書[令和６年１０月 東日本高速道路株式会社]

(5) その他監督員の指示するもの

１－３ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４ 履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式―１）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から３９０日間（まで）
余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び３－２－２「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
・登記簿 ・公図 ・地積測量図 ・2級基準点測量成果 ・東日本高速道路株式会社が行う用地取得に伴う損失補償の基準の処理要領　別冊「立竹木調査算定要領」〔令和７年３月〕	―	契約締結の日の翌日より７日以内	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

１－６　受注者相互の協力

共通仕様書１－２０「受注者相互の協力」の「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知するものとする。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
磐越自動車道　上川地区道路詳細設計	令和８年５月２８日～令和１０年８月１４日	中央復建コンサルタンツ㈱	東日本高速道路㈱	隣接施工
磐越自動車道　杉坂沢橋基本詳細設計	未定	未定	東日本高速道路㈱	隣接施工
磐越自動車道　大平橋基本詳細設計	未定	未定	東日本高速道路㈱	隣接施工
磐越自動車道　牧野橋基本詳細設計	未定	未定	東日本高速道路㈱	隣接施工
磐越自動車道　滝沢川橋基本詳細設計	未定	未定	東日本高速道路㈱	

１－７　成果品に関する事項

成果品は、共通仕様書１－４５及び標準仕様書（測量）第16条の規定によるほか、本特記仕様書及び監督員の指示に従って成果品を納品するものとする。紙等による成果品は、紙ファ

イル綴じとする。
成果品の一部については電子データで納品（以下、「電子納品」という。）するものとする。

１－７－１　電子納品に関する事項

(1) 電子納品は、共通仕様書　１―４５－３　「電子納品」に基づいて行うものとする。

(2) 受注者は、電子納品による成果品（電子データ）について、共通仕様書　１―４５―４　「電子納品チェックシステム」に基づき、チェックを実施し、完了後に提出するものとする。

１－７－２　電子媒体

成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は以下のとおりとする。

(1) 電子媒体は、CD-R もしくは DVD-R を原則とする。

(2) CD-R の論理フォーマットは、ISO9660（レベル 1)を標準とする。

(3) DVD-R の論理フォーマットは、UDF（UDF Bridge）1.02 以上とする。また、DVD-R のバージョンは For General Ver2.0 以上とし、片面一層タイプとする。

１－７－３　電子媒体に貼付するラベル

成果品の電子納品時に電子媒体に用いるラベルは、以下のとおりとする。なお、ラベルについては、ラベル面に直接印刷する方法、専用のラベルを専用の貼付用器具で貼付する方法の何れかによるものとする。

(1) 電子媒体のラベルには、次のような情報を明記するものとする。

①業務名称
②作成年月日
③発注者名
④受注者名
⑤何枚目／総枚数
⑥ウイルスチェックに関する情報（使用した「ウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日若しくはパターンファイル年月日」「チェック年月日」を明記するものとし、ウイルス対策に使用するソフトは特に定めないが、シェアの高いものを使用する。）
⑦フォーマット形式

(2) 電子媒体を納めるプラスチックケースのラベルの背表紙若しくは監督員が指示する箇所に次のような情報を明記するものとする。

①業務名称
②作成年月日

１－８　部分引渡し

契約書３８条の「指定部分」及びその引渡し時期は下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
B～D 地区のうち一部・Ｉ地区・Ｊ地区の用地測量成果品（用地実測図、土地状況確認書等）	２０２８年１月
B～D 地区のうち一部・Ｉ地区・Ｊ地区の用地調査成果品	２０２８年１月

１－９　計画工程表

１－９－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式―２）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－６「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
用地測量業務	基準点測量	
	補助基準点測量（４級）	
	用地幅杭設置測量	
	用地幅杭設置測量	
	用地測量	
	現地踏査	
	作業計画	
	現地踏査	
	境界測量	
	境界確認	
	補助多角測量	
	境界測量及び幅杭測量	
	交点杭設置	
	境界点間測量	
	用地実測図作成	
	面積計算	
	用地実測図原図の作成	
	土地確認調書等作成	
	打合せ	
用地調査等業務	共通	
	作業計画書の作成	

	建物等の調査	
	現地踏査	
	立竹木の調査及び算定（用材林）	

１－９－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、調査等打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－１０　打合せ簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿を、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員へ提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　用地測量業務

２－１－１　基準点測量

２－１－１－１　作業条件

補助基準点測量の作業条件は次のとおりとする。

（１）地域区分

補助基準点測量　耕地（平地）　：１点
耕地（丘陵地）　：１７点
原野（平地）　：１１点
原野（丘陵地）　：１点
森林（丘陵地）　：７点
森林（低山地）　：８２点

（２）伐採の有無

無

（３）測量標設置の有無

有

（４）測量標に使用する材料

木杭または鋲またはプラスチック杭

（５）測量成果検定

無

２－１－１－２　成果品

補助基準点測量における成果品は下表のとおりとする。

業務種別	成果品名	数量		用地関係調査仕様書の様式番号	標準規格
		紙	電子データ		
基本基準点測量	観測手簿	１部	２部	－	
	観測記簿	１部	２部	－	
	計算簿	１部	２部	－	
	平均図	１部	２部	－	
	成果表	１部	２部	－	
	点の記	１部	２部	－	
	精度管理表	１部	２部	－	
	建標承諾書	１部	２部	－	
	測量表設置位置通知書	１部	２部	－	
	基準点網図	１部	２部	－	
	品質評価図	１部	２部	－	
	測量票の地上写真	１部	２部	－	
	基準点現況調査報告書	１部	２部	－	
	成果数値データ	１部	２部	－	
	点検測量簿	１部	２部	－	
	メタデータ	１部	２部	－	
	その他の資料	１部	２部	－	

２－１－２　幅杭設置測量

２－１－２－１　作業条件

幅杭設置測量の作業条件は次のとおりとする。

（１）地域区分

幅杭設置測量　耕地（平地）　　：０．０４㎞

森林（低山地）　：０．６３㎞

（２）伐採の有無

無

（３）測量標設置の有無

有

（４）測量標に使用する材料

木杭または鋲またはプラスチック杭

（５）測量成果検定

無

２－１－２－２　成果品

幅杭設置測量における成果品は下表のとおりとする。

業務種別	成果品名	数量		用地関係調査仕様書の様式番号	標準規格
		紙	電子データ		
幅杭設置測量	計算簿	１部	２部	―	
	精度管理表	１部	２部	―	
	品質評価表	１部	２部	―	
	メタデータ	１部	２部	―	
	その他資料	１部	２部	―	

２－１－３　用地測量

２－１－３－１　作業条件

用地測量の作業条件は次のとおりとする。

（１）地域区分

用地測量　耕地（平地）　　：０．１万㎡

耕地（丘陵地）　：１．８万㎡

原野（平地）　　：１．１万㎡

原野（丘陵地）　：０．３万㎡

森林（丘陵地）　：０．８万㎡

森林（低山地）　：９．５万㎡

２－１－３－２　成果品

用地測量における成果品は下表のとおりとする。

成果品名	数量		用地関係調査仕様書の様式番号	標準規格
	紙	電子データ		
立会証明書	１部	２部	第１１号	日本産業規格Ａ列４番縦
立会依頼通知書	１部	２部	―	様式は監督員の指示による
観測手簿又は電子野帳の測量記録	１部	２部	―	受注者にて定める

補助多角点網図	１部	２部	―	受注者にて定める （点番号、距離、方向角を記入）
補助多角点成果表	１部	２部	第１４号	日本産業規格Ａ列４番縦
基準点一覧表（使用部分）	１部	２部	―	様式は監督員の指示による
多角測量計算書（結合トラバース計算書他一式）	１部	２部	―	受注者にて定める （点番号、距離、方向角を記入）
放射トラバース計算書	１部	２部	―	受注者にて定める
補助基準点（補助多角測量）精度管理表	１部	２部	―	測量作業規程付録４標準様式に準じる
境界点成果表	１部	２部	第１２号	日本産業規格Ａ列４番縦
用地境界仮杭設置箇所表示図	１部	２部	―	様式は監督員の指示による
用地幅杭点成果表	１部	２部	第１３号	日本産業規格Ａ列４番縦
境界測量精度管理表	１部	２部	―	測量作業規程付録４標準様式に準じる
面積計算書	１部	２部	―	受注者にて定める
既測地における成果簿（写）（確定図含む。一式）	１部	２部	―	日本産業規格Ｂ列１番
用地実測図	１部 （写１）	２部	―	ポリエステルフィルム 厚さは0.075ミリメートル
用地実測図データファイルの作成精度管理表	１部	２部	―	測量作業規程付録４標準様式に準じる
用地平面図	１部 （写１）	２部	―	ポリエステルフィルム 厚さは0.075ミリメートル
用地平面図データファイルの作成精度管理表	１部	２部	―	測量作業規程付録４標準様式に準じる
土地所有者別土地一覧表	１部	２部	第１５号	日本産業規格Ａ列４番縦
土地状況確認書	１部	２部	―	日本産業規格Ａ列４番縦 土地状況確認書は添付様式 部数は関係者数を考慮した部数とする
在来法定（外）道水路調書	１部	２部	第１６号	日本産業規格Ａ列４番縦

２－２　用地調査等業務

２－２－１　作業条件

（１）地域区分

用地調査等業務　平坦地：２．５千㎡

丘陵地：６．０千㎡

（２）業務実施者

用地調査等業務に関しては、補償業務管理士の資格(物件部門)を有する者が実施するものとする。

２－２－２　成果品

用地調査等業務の成果品は以下のとおりとする。

成果品名	提出部数		備考
	紙	電子データ	
補償金総括表	１部	２部	権利者別に補償項目ごとの補償金額及びその合計額を記載した補償金総括表を作成する。
立竹木補償額算定表及び管理程度補正判定表	１部	２部	立竹木調査算定要領及び補償金算定標準書にもとづき立竹木補償額算定表及び、必要に応じて管理程度補正判定表を作成する。
調査表	１部	２部	立竹木調査算定要領及び補償金算定標準書にもとづき調査表を作成する。
立竹木配置図	１部	２部	立竹木配置図は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。 立竹木配置図の大きさは、原則として、日本産業規格Ａ列３番横とする。 立竹木配置図は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
写真撮影方向図	１部	２部	写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位

			置、方向及び写真番号を記入する。 写真撮影方向図は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。 写真撮影方向図の大きさは、原則として、日本産業規格Ａ列３番横とする。 写真撮影方向図は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
写真台帳	１部	２部	立竹木の写真の撮影は、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

２－３　共通事項

２－３－１　打合せ

用地測量業務、用地調査等業務における打合せは両者合わせて４回（当初、中間、業務内容確認、最終（成果品確認））とする。打合せの検測数量は１業務とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。なお、打合せの交通費・日当・宿泊費は当初及び最終のみ計上するものとする。

第３章　補足事項

３－１　共通仕様書、標準仕様書（用地・測量）、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、標準仕様書（用地・測量）、特記仕様書及び図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、標準仕様書（用地・測量）、共通仕様書の順に優先するものとする。

３－２　別添様式について

１－８及び２－１－３－２にて記載のある土地状況確認書は本特記仕様書様式―３のとおりとする。

３－３　クマ対策に関わる対策費用

３－３－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

３－３－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品　目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

３－３－３　クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
② 実施状況が確認できる資料
③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

３－４　熱中症予防に係る対策費用

３－４－１　定義

熱中症予防に係る費用とは、現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

３－４－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、表―１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表―１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表―１　対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

３－４－３　対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

３－４－４　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

様式－1

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 磐越自動車道　西会津～安田間　境界測量・物件調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

磐越自動車道　西会津～安田間　境界測量・物件調査　計画工程表（案）

【様式－2】

（全体履行期間）　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）
（実履行期間）　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

1測量業務

項目＼日程	計画準備	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	備　考

3関連業務

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | 実施会社名 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 備　考 |
|---|
| 磐越自動車道　上川地区工事用道路詳細設計 | | 未定 | 未定 | 後施施工 |
| |
| |
| |
| |

4関係機関協議

| 項　目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡　例 |
|---|
| ①交差管理者協議 |
| 道路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| 河川 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| 用水路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| 排水路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| 水道 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| ②警察協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| ③地元協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| ④その他懸案事項協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 協議者 |
| |

5その他懸案事項

| 項　目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡　例 |
|---|
| ①○○に関する技術的検討 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 受注者 |
| ②○○に関する技術的判断 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| |

6 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）
① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議内容と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと。
② 協議日ごとによる経過の適合上限上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し、確認を行うこと。
④マイルストーン管理手法等適切に使用し、作業スケジュールを明確に定めた工程表を作成すること。

様式－３

土　地　状　況　確　認　書

○○○○（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、乙が施工する○○自動車道（○○ＩＣ～○○ＩＣ）○○工事に伴う工事用敷地等の使用のため、甲が所有する土地（以下「本件土地」という。）を乙が賃借するにあたり、次のとおり確認した。

１　本件土地の所在、地番、地目、公簿面積及び借地面積

所在	地番	地目	公簿面積	借地面積

２　確認の内容　　本件土地の範囲及び本件土地に係る物件等

３　確認箇所　　別紙「土地状況確認図」のとおり。

これを証するため、本書を２部作成し、それぞれ１部保有するものとする。

（元号）　　年　　月　　日

甲　住所

氏名　　㊞

乙　住所

氏名　東日本高速道路株式会社○○支社

○○事務所長　　㊞